

「金子証文を読む」解説

1 江戸時代の古文書の世界

江戸時代は、徳川将軍を頂点とした封建的官僚制のもとで全国的かつ大規模な行政機構が整備された。その統治体制を円滑に進めるに文書は必要不可欠となり、必要な書類の種類や作成量は増大、結果として膨大な量の古文書が遺されることとなった。

古文書はその性格によって武家文書、町方文書、社寺文書などに分類される。農村で作成された文書群は、地方（村方）文書と呼ばれる。

2 村に伝わった古文書

村々は幕府の直轄地である天領を治めた代官のほか、大名や旗本らによる支配の下に置かれていた。広大な領域を統治するにあたっては、各村に領主の意向に沿って村を統括する名主をはじめとした村役人がおかれるなど様々な組織の整備が行われた。文書はこうした統治体制、また村内の安定を保つ上で欠くことのできない存在であった。

新井家について

新井家は、慶長年間から名主を勤める世襲名主の家柄であり、永世名字を許されていた村内の名家であった。江戸時代に名主を勤めたのは確認できる範囲では、初代の大膳から幕末の重太夫まで12代を数える。小売酒渡世のほか、質地渡世を営んでいた。

新井家が名主を勤めた太田部村は、現在の秩父市吉田太田部にあたり、神流湖を挟んで向かいには群馬県藤岡市となる。人口は最盛期の天和年間で89戸464人。文化文政期に編纂された『新編武蔵風土記稿』では「山間の村なり、民戸71所々に散住す。農間に男は山稼を専らとし、女は絹を織り、或は紙漉等を業とす、水田なく陸田のみ、多くは嵯峨なる地を焼畑となして耕せり。」とあり、山村であったことから水田ではなく畑作が主となっていたほか、極めて低い生産力を補うため絹、紙などの商品作物の生産が早くからなされていた。

新井家文書について

新井家の土蔵に納められて伝わった文書は約5000点にのぼり、そのうち当館に寄託された文書は3386点になる。時代は、寛永から昭和初期までに渡り、時代的な偏りはみられない。

文書群の性格については、助郷などの交通関係、村内で行われていた商品作物に関する資料は乏しく、特に租税関係資料が残されているところに特色がある。なかでも寛文年間の検地帳がそろっていることが特筆される。秩父市指定文化財。

3 テキスト

史料①「借用申金子証文之事」

借用証書の一つ（借用申金子証文之事）で、金15両1分を土地を担保に借り受けた際に太田部村の名主新井弁之助に差し込まれた。借用人と保証人（証人）の2名連名による。

参考：金1両は、江戸時代の米ベースの換算で現在の約6万円に相当。また、奉公人1年間の給与が女性1両、男性2両ほど。

史料②「借用申金子証文之事（雛形）」

史料①の借用証書と同様に借用証文だが、こちらはその証文を記す際の雛型である。借用金額などは記されておらず、人名は「何〇〇」といった形でぼやかされた表現となっている。そのほかの点については記述があり、史料①の文言と似通うところは多い。末尾の宛先人には「弁之助」とみえることから、おそらくは弁之助による作成と思われ、史料①とそう時期を隔てたものではないと考えられる。

史料①よりは全体的に丁寧な作りとなっており、必要に応じて改変して用いられたのであろう。こうした雛型の存在からは当時の文書にも様式・体裁が重んじられていたことを伺うことができる。

4、語句について

- ・実正…確かなこと、誤りのないこと。
- ・急度…確実に、必ず。
- ・持高…本百姓が持つ石高の量。抱高。
- ・字名加屋戸上判…地名と思われるが不明。
- ・二斗蒔…種籾2斗で植えつけできる面積を指す。1斗は18リットル。7、8升から1斗で1反に相当するといわれる。1反はおよそ1000㎡（約303坪）。
- ・弁之助…近世新井家9代目の当主。小売酒渡世をしていた。